

大津農業振興地域整備計画基礎調査業務委託

仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、大津市（以下「発注者」という。）が実施する「大津農業振興地域整備計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務で履行しなければならない事項について定めたものである。

第2条（目的）

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、以下「法」という。）に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されるものであり、大津市においては、「大津農業振興地域整備計画」が策定されてきた。（平成 30 年策定）

本業務は、その後の大津市における社会環境や農業及び農村を取り巻く情勢の変化などに対応すべく、大津市における健全な農業の発展と地域資源の総合的・効果的活用に寄与する、「大津農業振興地域整備計画」の改訂作業を行うことを目的とする。

第3条（受注者の義務）

受注者は、本業務の履行にあたって、業務の意図及び目的を十分に理解し、英知を集約し、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。

第4条（対象区域）

対象区域は、大津市内全域とする。

うち、農業振興地域内 農用地区域面積 約 1,825ha

第5条（他の法令等との関係）

本業務は、本仕様書のほか次の関係法令を準拠するとともに、大津市の関係計画等との整合性を図りながら業務を実施すること。

- （1）食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律 第 106 号）
- （2）農地法（昭和 27 年法律 第 229 号）
- （3）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律 第 58 号）
- （4） 同 施行令（昭和 44 年政令 第 254 号）
 〃 施行規則（昭和 44 年農林省令 第 45 号）
- （5）土地改良法（昭和 24 年法律 第 195 号）
- （6）都市計画法（昭和 43 年法律 第 100 号）
- （7）測量法（昭和 24 年法律 第 188 号）
- （8）森林法（昭和 26 年法律 第 249 号）
- （9）大津市個人情報保護法施行条例（令和 4 年 条例第 43 号）
- （10）大津市財務規則（平成 9 年 規則第 73 号）
- （11）農用地等の確保等に関する基本指針

- (12) 滋賀県農業振興地域整備基本方針
- (13) 市町農業振興地域整備計画の策定または変更に係る同意基準
- (14) 農業振興地域制度事務必携（令和3年8月版）
- (15) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (16) 農業振興地域制度に関する参考様式集
- (17) 農業・農村基盤図製品仕様書 Ver0.6
- (18) その他の関係法令・規則・通達等

第6条（提出書類）

受注者は業務着手に先立ち、仕様書、設計図書に基づき各工程の細部計画を立案し、業務実施計画書、業務着手届、管理技術者届、業務工程表、その他発注者が指示する書類を提出し、承認を受けるものとする。

第7条（作業の内容）

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備 1 式
- (2) 農用地区域データ作成..... 1 式
 - 1) 資料収集整理
 - 2) 現況農用地区域データ作成
 - 3) 現況土地利用図作成及び面積集計
- (3) 基礎資料作成 1 式
 - 1) 資料収集整理
 - 2) 基礎資料の作成
 - 3) 農家アンケート調査・分析
 - 4) 基礎資料のとりまとめ
- (4) 打合せ協議 1 式

第8条（配置技術者）

受注者は、業務の円滑な進捗と業務成果の品質の確保を図る必要がある。さらに本業務では、十分な技術力、経験、資格を有する管理技術者、担当技術者、照査技術者を配置するものとする。

特に、受注者において選任する管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置することとし、資格証明書の写しを添付し、書面でもって発注者に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

なお、本条件を本業務完了まで継続して満たすことができない場合、落札決定後にあっては落札決定の取り消しを、契約締結後にあっては契約の解除を行う場合がある。

- (1) 技術士（農業部門：農村地域・資源計画又は建設部門：都市及び地方計画）
- (2) 技術士（総合技術監理部門：農業-農村地域・資源計画又は建設-都市及び地方計画）
- (3) R C C M（都市計画及び地方計画）

第9条（貸与資料）

発注者は本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与するものとし、貸与資料については、紛失は無論のこと汚損、破損のないようその取り扱いには十分注意するものとする。また、本業務の完了後は速やかに返却するものとする。

第 10 条（作業状況の報告）

発注者は、必要に応じて受注者に作業の各工程の進行状況について報告させることができる。なお、受注者は、発注者から作業の各工程の進行状況について報告を請求された場合、速やかに報告しなければならないものとする。

第 11 条（検査）

受注者は、業務終了後速やかに完了届、納品書と共に成果品を提出し、発注者の最終検査を受けなければならない。なお、訂正を要する場合には、速やかに訂正し再検査を受けなければならない。

第 12 条（疑義）

本仕様書に明記されていない事項、また内容の解釈に疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第 13 条（瑕疵）

発注者は業務完了後、明らかに受注者の責による成果品の瑕疵については訂正を請求し、受注者はその責任を負うものとする。

第 14 条（守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。

第 15 条（成果品の帰属）

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に使用、流用してはならない。

第 16 条（その他）

発注者が、本業務作業中において、行政内外に対し報告、説明、協議等の必要があると判断した場合、受注者は発注者の指示に基づきその資料の作成及び説明等を行わなければならない。なお中間報告も同様とする。

第 17 条（工期）

本業務の履行期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 計画準備

第 18 条（計画準備）

本業務を行うに先立ち、人員配置・必要機材・工程等を検討し、実施計画書を作成するものとする。

第 3 章 農用地区域データ作成

第 19 条（資料収集整理（農用地区域確認））

農用地区域の現況を確認するにあたり、必要な各種資料を収集整理するものとする。
整理する資料及び既存 GIS データは以下とする。

1. 農用地図面（農用地区域図及び農業振興地域図、紙図又は電子データ）
2. 農地基本台帳データ（Excel 形式）
3. 農用地除外・編入状況（現行計画策定後から現在まで）
4. 土地マスターデータ（必須項目のみ）
5. 地番図データ（最新版：GIS データ（Shape 形式））
6. 都市計画基本図（基盤地図）データ（最新版：GIS データ形式（Shape 形式））
7. 航空写真画像データ（最新版：GIS データ（オルソ画像））
8. その他必要と認められる資料

第 20 条（現況農用地区域データ作成）

農用地図面及び農地基本台帳データ、農用地除外・編入状況、地番図データ等を基に、1 筆ごとに農用地の指定状況を反映した現況農用地区域データ（農用地地番データ）を作成する。

なお、データの作成にあたり、不突合となるものや筆の一部が農用地に指定されるなど確認が必要な箇所については、発注者との協議の上、区域を確定するものとする。

第 21 条（現況土地利用図作成及び面積集計）

現況農用地区域データを用いて、現況土地利用図を作成する。縮尺及び表示する色、レイアウト等については、発注者と協議の上、決定するものとする。

また、同区域に含まれる地番について面積集計を行い、基礎資料に反映を行う。

第 4 章 基礎資料作成

第 22 条（資料収集整理（基礎資料作成））

農業振興地域整備計画の検討にあたり、必要な各種資料を収集整理するものとする。なお、発注者が保有していない資料については、受注者が独自に収集整理を行うほか、滋賀県農政課などが保有する資料を発注者とともに収集整理するものとする。

整理する資料（想定）は以下のものとする。

1. 現行大津農業振興地域整備計画書（本編及び基礎資料）及び附図
2. 上位・関連計画
（大津市総合計画、大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土利用計画、等）
3. 農業施策に関する各種計画等
（大津市農業振興ビジョン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、水田フル活用ビジョン、等）
4. 農業振興地域管理状況報告（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況）
5. かんがい排水事業、ほ場整備事業等農業農村整備事業に関する資料（事業概要及び位置図等）
6. 企業誘致の状況
7. 農業関係統計データ（農作物市町村別統計等）
8. 農林業センサス
9. 関係各種法規制情報等（区域データを含む）
10. 大津市統計年鑑
11. 国勢調査データ

12. その他必要と認められる資料

第 23 条（基礎資料の作成）

基礎資料の作成にあたっては、「農業振興地域制度に関する参考様式集」（令和 5 年 4 月 農林水産省農村振興局農村政策部）（以下、参考様式集）に適合した計画書のひな形を作成した上で、協議により内容を確定していくものとする。

（１）地域の概況

地域の人口・世帯数、農家人口、産業別就業人口、産業別生産額、開発構想等、地域の現況整理を行う。

（２）農業生産の現況及び見通し

重点作物について生産量や作付面積の現況及び問題点等について調査し、今後の見通しについて整理を行う。

（３）土地利用の現況及び見通し

農業振興地域の土地利用の動向について面積により整理を行うとともに、森林の混牧林地としての利用可能性について整理を行う。

（４）農業生産基盤の現況及び見通し

農地の整備率について現況や目標値を明確にし、農業生産基盤の整備開発に係わる各種事業の実施状況について整理を行う。

（５）農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

経営体数及び耕地の現況や将来の見通しについて調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

（６）農業近代化施設整備の現況及び見通し

農業近代化施設の整備状況について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農業近代化施設整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

（７）農業就業者育成・確保の現況及び見通し

新規就農者の現況や将来の見通しについて調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農業就業者育成・確保施設整備に係る各種事業の実施状況等を整理する。

（８）就業機会の現況及び見通し

農業従事者の就業の動向、他産業への就業の現状、企業誘致の現状等について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、就業機会の今後の見通しについて整理を行う。

（９）農村生活環境の現況及び見通し

農村生活環境整備事業等の実施状況と現在の問題点を整理する。

（10）森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

林業の概況等について調査し、農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点を整理する。

（11）地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

現在締結されている協定、申し合わせ、交換分合等の内容について整理する。

(12) 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

農業及び農村の振興及び整備のための市、農業団体、集落を含めた推進体制を整理する。
また、最近5ヵ年の財政状況を整理し、農業及び農村の振興及び整備のための基礎的な資料とする。

第24条（農家アンケート調査・分析）

市内の農業従事者等への意向調査として、アンケート調査を実施するものとする。

調査は、農業以外の産業への就業状況、農用地に関する規模拡大・縮小要望等の設問を設定し、調査結果は基礎資料作成に資する資料としてとりまとめるものとする。

ただし、アンケート調査票の作成、印刷、配布、回収については発注者が行うものとし、集計、分析については、受注者が行うものとする。

（アンケート配布数は3,500部程度を想定）

第25条（基礎資料のとりまとめ）

前項までの作業結果を整理し、農業振興地域整備計画書基礎資料としてとりまとめるものとする。

また、計画書に添付する基礎資料附図を作成するものとし、想定する附図は以下とする。

- ①農業生産基盤整備状況図
- ②農用地等保全整備状況図
- ③農業近代化施設整備状況図
- ④農業就業者育成・確保施設整備状況図
- ⑤農村生活環境整備状況図

第5章 中間業務報告書とりまとめ

第26条（中間業務報告書とりまとめ）

本業務で検討・作成した結果等を取りまとめた報告書を作成するものとする。

第6章 打合せ協議

第27条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間（2回程度）、成果品納入時の計4回行うことを原則とし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また業務の進捗に併せて、適宜打合せを行うこととする。なお、打合せ協議の内容については、受注者が記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第7章 成果品

第28条（成果品）

(中間) 成果

1. 農業振興地域整備計画基礎資料 (A4 版) 簡易製本	2 部
2. 農業振興地域整備計画基礎資料 (A4 版) 電子データ	1 式
3. 基礎資料附図	1 式
4. 基礎資料附図電子データ	1 式
5. 農振農用地区域図 (現況) GIS データ (Shape 形式) (農用地地番図 GIS データを含む)	1 式
6. 農家意向調査 (アンケート調査・分析) 報告書	1 式
7. 農家意向調査 (アンケート調査・分析) 報告書電子データ	1 式
8. 業務成果 (中間) 報告書	1 式
9. 業務成果 (中間) 報告書電子データ	1 式
10. 打ち合わせ記録簿	1 式
11. その他必要と認められるもの	1 式